

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の軽減措置について

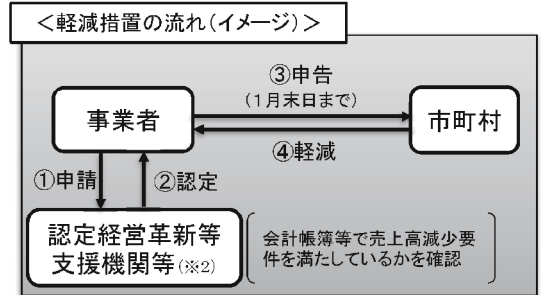
## 1. 固定資産税の減免について

中小事業者等(※1)が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置についてお知らせします。申請要件及び申請方法等は次のとおりです。

○以下の要件を満たす中小事業者等(※1)(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合を軽減する。

令和2年2月～10月までの任意の3ヵ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額



○償却資産と事業用家屋を対象とする。

○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。

虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。

○当該措置は**令和3年度**の課税分に限定する。

(※1) 中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※2) 税務、財政等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(商工会、税理士、公認会計士、弁護士等)

## 2. 固定資産税の特例の拡充・延長について

生産性革命に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に事業用家屋と構築物を追加し、適用期限を2年延長します。(適用期限：令和4年度まで)

【中小企業庁ホームページ】※下記HPにて制度の詳細について確認できます。

	URL	QRコード
1. 固定資産税の減免について	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html">https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html</a>	
2. 固定資産税の特例の拡充・延長について	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html</a>	

## 【介護保険負担割合証について】 介護長寿課からのお知らせ

現在お持ちの介護保険負担割合証(緑色)の有効期限は7月末までとなっております。

要介護(支援)認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月下旬に郵送しますので、負担割合証が届きましたら、**【住所・氏名・生年月日】【利用者負担割合】**などの内容を確認してください。本人の住所(介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所)への発送となります。

【お問い合わせ】市役所1階介護長寿課 給付認定係  
☎0980-87-6022

住所・氏名・生年月日などをご確認ください

介護保険負担割合証

交付年月日 年 月 日

被保険者番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女

利用者負担の割合

割 開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

割 開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

介護長寿課に保険の名称及び印

利用者負担(1割・2割・3割)が記載されています。